

令和6年第2回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和6年2月28日(木) 午後 2時00分 開会 午後 2時30分 閉会		
開催場所	瑞浪市役所 4階 全員協議会室		
議長	大山 理晴 会長		
出席委員 (19名)	委員	小 栗 智 幸	安 田 清 和
		渡 邊 美 孝	大 山 理 晴
		勝 股 増 夫	鈴 木 録 郎
		奥 村 正 子	足 立 正 之
		土 屋 敏 子	加 納 富 雄
		安 藤 良 一	成 瀬 良 美
	農地利 用最適 化推進 委員	岩 嶋 貞 夫	勝 股 重 雄
		三 輪 徳 夫	板 橋 仁 晃
		有 我 俊 春	渡 邊 俊 美
		小 川 伸 二	
欠席委員 (3名)		遠 山 英 俊	水 野 安 喜
		小 倉 清 弘	
事務局	局長	工 藤 嘉 高	
	主査	日比野 有 真	
	主事	堀 千 佳	
付議事項			
議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について			
議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について			
議第3号 非農地証明申請について			
議題4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について			
付議の内容については別添のとおり			

大山会長

(挨拶)

ただ今から令和6年第2回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。  
瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員12名、推進委員7名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、勝股 重雄委員と勝股 増夫委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

小栗 智幸委員、説明をお願いします。

小栗委員

去る2月21日に、渡邊 美孝委員、水野 安喜委員、日比野主査、堀主事、私の5名で現地確認をいたしました。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては1件であります。

内容といたしましては、田が1筆、畑が2筆で、面積894㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

堀主事

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の2ページ、3ページになります。

3条-4

(議案書の内容を説明)

譲渡人は遠方に住んでおり、通作が困難なため、譲受人が農地を譲り受け、農業の拡大を図るものです。

以上、議第1号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

- 議長 ありがとうございます。  
では、これより議第1号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。
- 委員 (質問・意見無し)
- 議長 別段、ご意見もないようですので、お諮りいたします  
議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
- 委員 (全員挙手)
- 議長 全員賛成ですので、議第1号は、申請のとおり許可することに決定いたします。  
次に議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議題といたします。  
小栗 智幸委員、説明をお願いします。
- 小栗委員 農地法第5条の規定による許可申請につきましては6件であります。  
内容といたしましては、田が7筆、畑が2筆で、合計面積2,897㎡であります。  
詳細については、事務局より説明を求めます。
- 日比野主査 それでは、議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。  
議案集の4ページから17ページになります。  
説明に先立ち1点修正をお願いしたい箇所がございます。  
4ページの5条—10において、計2筆と記載していますが、計1筆が正しい記載ですので、修正いただくようお願いします。  
では、説明にうつります。6ページ、7ページをご覧ください。  
5条—9  
(議案書の内容を説明)  
申請地は、都市計画で第2種中高層住居専用地域に指定されている第3種農地で、道路及び雑種地に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。  
次に、8ページ、9ページをご覧ください。  
5条—10  
(議案書の内容を説明)  
申請地は、宅地及び道路に囲まれた第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、10ページ、11ページをご覧ください。

5条—11

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第1種低層住居専用地域に指定されている第3種農地で、宅地及び畑に囲まれています。隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、12ページ、13ページをご覧ください。

5条—12

(議案書の内容を説明)

申請地は、畑、用悪水路及び道路に囲まれた第2種農地ですが、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、14ページ、15ページをご覧ください。

5条—13

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第1種住居地域に指定されている第3種農地で、山林、雑種地及び道路に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、16ページ、17ページをご覧ください。

5条—14

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第2種中高層住居専用地域に指定されている第3種農地で、雑種地、宅地及び公衆用道路に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第2号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

では、これより議第2号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委員

(質問・意見無し)

議長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。議第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委員

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第2号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定します。  
次に、議第3号「非農地証明申請について」を議題といたします。  
小栗 智幸委員、説明をお願いします。

小栗委員 非農地証明申請につきましては、1件であります。  
内容といたしましては、畑が1筆で、合計面積116㎡であります。  
詳細については、事務局より説明を求めます。

堀主事 それでは、議第3号「非農地証明申請について」、ご説明申し上げます。  
18ページから20ページをご覧ください。  
(議案書の内容を説明)  
19ページ、20ページをご覧ください。当該地は昭和47年の豪雨以降耕作されなくなり、現在は竹林になっているため、非農地として扱うことが適当と思われまます。  
以上、議第3号に係るご説明とさせていただきます。  
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第3号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見無し)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。  
議第3号「非農地証明申請について」、申請のとおり証明することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第3号については、申請のとおり証明することに決定いたします。  
次に、議第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。  
農林課、説明をお願いします。

堀主事 それでは、議第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」ご説明申し上げます。  
21ページをご覧ください。  
(議案書の内容を説明)  
土地改良に伴う地番変更のため、利用権を設定していた農地の地番を修正するものです。場所は29ページをご覧ください。

続いて、21ページから25ページをご覧ください。

(議案書の内容を説明)

続いて、25ページから27ページをご覧ください。

(議案書の内容を説明)

以上、議第4号に係るご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。では、これより議第4号について質疑に入ります。

ご質疑、ご意見はありませんか。

委員 (質問・意見なし)

議長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

議第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、計画に異議のない委員は、挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第4号は、計画のとおり承認することに決定いたします。

以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名、押印する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員